

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法による医療扶助のための医療機関を指定した件 二六
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 二七
- 生活保護法による指定医療機関の事業を休止した旨届出があった件 二七
- 生活保護法による医療扶助のための施術者を指定した件 二六
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 二六
- 患者又は疑似患者の発見について届出があった件 二六
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 二六
- 過疎地域自立促進特別措置法によ

### 公 告

- 産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書の提出があったので公告する件 二六
- 基本測量の実施について通知があった件二件 二六
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 二六
- 建築基準法により道路の位置を指定した件 二六
- 福島県警察本部
- 一般競争入札を行う件 二七
- 正 誤
- 平成十九年三月二十七日付け定例第千八百六十一号中 二七

り公共下水道工事の一部を完了した件 二六

## 告 示

### 福島県告示第二百六十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年四月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

名 称	所 在 地	指定年月日
あみウイメンズクリニック	会津若松市一箕町大字八角字中村東一六一	平成一八年 一〇月一日
本宮市国民健康保険白岩診療所	本宮市白岩字田中二二五―八	平成一九年 一月一日
渡部圭一歯科	会津若松市一箕町大字亀賀字藤原一八二―五	同 年 二月一日
サーラデンタルクリニック	須賀川市古河一〇五 ロックタウン須賀川	同
まゆみ歯科クリニック	安達郡本宮町万世二〇九―一	平成一七年 三月一日
芳賀医院歯科室	西白河郡西郷村大字小田倉字上野原四五―	平成一九年 一月四日

(生活福祉領域地域福祉グループ)

### 福島県告示第二百六十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の規定により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成十九年四月三日

名 称	所 在 地	福 島 県 知 事	佐 藤 雄 平	廃 止 年 月 日
医療法人薄井小児科内科医	須賀川市池上町一―二三	平成一九年 一月一七日		
白沢村国民健康保険白岩診療所	安達郡白沢村白岩字田中二二五―八	平成一八年 一二月三十一日		
芳賀医院	西白河郡西郷村大字小田倉字上野原四五―	平成一八年 一月三日		
鹿岡産婦人科医院	石川郡石川町字南町五〇	平成一八年 一二月二七日		

(生活福祉領域地域福祉グループ)

### 福島県告示第二百六十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の規定により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨届出があった。

平成十九年四月三日

名 称	所 在 地	福 島 県 知 事	佐 藤 雄 平	休 止 年 月 日
財団法人会田病院附属浅川ファミリークリニック	石川郡浅川町大字箕輪字山敷田七五	平成一九年 一月一日		

(生活福祉領域地域福祉グループ)

福島県告示第二百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条で準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。  
平成十九年四月三日

氏名	住 所	福島県知事 佐藤 雄平
小野 博司	仙台市青葉区錦ヶ丘 ココロ整骨院	指定年月日 平成一九年 三月一〇日
船木 邦則	南会津郡只見町大字 船木按鍼治療院	同
黒谷字川代田二四五 六―三	南会津郡只見町大字黒 谷字川代田二四五六― 三	同

（生活福祉領域地域福祉グループ）

福島県告示第二百六十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成十九年四月三日から同年八月三日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及びいわき市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。  
平成十九年四月三日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
片倉フィラチャー いわき市平字三倉六十八番一ほか
  - 二 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
（変更前）別紙書面のとおりに  
（変更後）別紙書面のとおりに  
変更した年月日  
別紙書面のとおりに  
届出年月日  
平成十九年三月二十三日
  - 三 変更した年月日  
別紙書面のとおりに  
届出年月日  
平成十九年三月二十三日
  - 四 届出をした者  
片倉工業株式会社
  - 五 届出をした者  
片倉工業株式会社
- （「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）  
（商工総務領域商業まちづくりグループ）

福島県告示第二百六十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。  
平成十九年四月三日

福島県知事 佐藤 雄平

病名	畜種	患畜及び疑似患畜の区分	発見頭数	発見の場所	発見年月日	摘要
ヨーネ病	牛	疑似患畜	一頭	双葉郡	平成一九年 三月二〇日	再検査

（生産流通領域衛生飼料グループ）

福島県告示第二百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、千軒平溜池土地改良区から平成十九年二月七日付けで申請のあった定款の変更について、平成十九年三月二十六日認可した。  
平成十九年四月三日

福島県知事 佐藤 雄平  
（農村整備領域農村計画グループ）

福島県告示第二百六十七号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十五条第一項の規定により県が施行していた公共下水道の幹線管渠の設置工事の一部を次のとおり完了した。  
平成十九年四月三日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 公共下水道の名称  
南会津町特定環境保全公共下水道
- 二 工事の一部完了の区間
- 三 工事の一部完了の年月日  
平成十九年三月十四日

名 称	工 事 の 一 部 完 了 の 区 間
南郷幹線	南会津郡南会津町山口字堀田七六二番地一地从前同町大新田字松原上一〇六三番三地从前まで

（都市領域下水道グループ）

公 告

公告第百六十一号

福島県産業廃棄物処理指導要綱（平成二年福島県告示第三百三十八号）第八条第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書の提出があったので、同条第五項の規定により、次のとおり公告する。

平成十九年四月三日

- 一 設置等予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
株式会社釜屋 代表取締役 近藤 準一  
福島県須賀川市本町六〇番地
- 二 産業廃棄物処理施設等の設置等予定地区  
福島県会津若松市町北町大字始字見島地内
- 三 産業廃棄物処理施設等の種類  
産業廃棄物指定処理施設（廃プラスチック類及び紙くずの圧縮梱包施設）
- 四 産業廃棄物処理施設等の処理能力  
一二四・八トン毎日（八時間）

（環境保全領域産業廃棄物対策グループ）

公告第百六十二号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、基本測量の実施の終了について、平成十九年三月二十二日付けで国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成十九年四月三日

- 一 測量地域 喜多方市、田村市、南相馬市、岩瀬郡鏡石町、同郡天栄村及び耶麻郡北塩原村
- 二 測量開始期日 平成十八年五月八日
- 三 測量終了期日 平成十九年三月九日
- 四 作業の種類 基本測量（国土調査に伴う基準点測量）

（土木総務領域総務予算グループ）

公告第百六十三号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、基本測量の実施の終了について、平成十九年三月二十二日付けで国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成十九年四月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 測量地域 相馬市
- 二 測量開始期日 平成十八年五月八日
- 三 測量終了期日 平成十九年三月九日
- 四 作業の種類 基本測量（電子基準点調査作業）

（土木総務領域総務予算グループ）

公告第百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、福島市から県北都市計画道路の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成十九年四月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する図書  
総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所  
福島県土木部都市領域都市計画グループ及び県北建設事務所企画調査グループ

（都市領域都市計画グループ）

公告第百六十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置として、次のとおり指定した。

平成十九年四月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 指定年月日及び番号  
平成一九年一月一日 福島県指令北建第一八二四五―三三
- 二 道路築造者の氏名及び住所  
合資会社武藤商店川俣支店 支配人 武藤 昭一 伊達郡川俣町字鉄炮町六四番地
- 三 道路の位置  
伊達郡川俣町字新中町一五番三
- 四 道路の延長及び幅員  
延長 三五・〇〇メートル 幅員 五・〇〇メートル

- 一 指定年月日及び番号  
平成一九年一月一日 福島県指令北建第一八三四八―四号
- 二 道路築造者の氏名及び住所  
郡山宅地建物取引業事業協同組合 理事長 橋本 榮一 郡山市長者一丁目三番七号
- 三 道路の位置  
本宮市荒井字青田原一番地の五八八、一番地の五八九及び一番地の五九三

四 道路の延長及び幅員  
延長 六六・三四メートル 幅員 六・〇メートル

- 一 指定年月日及び番号  
平成一九年二月二〇日 福島県指令北建第一八三九二二二号
- 二 道路築造者の氏名及び住所  
大野 シゲ 伊達郡川俣町字宮ノ脇一七番地の一
- 三 道路の位置  
伊達郡川俣町字五百田三三番一三及び三三番四
- 四 道路の延長及び幅員  
延長 二七・七五メートル 幅員 六・〇メートル  
(建築領域建築指導グループ)

## 福島県警察本部

### 福島県警察本部公告第23号

電磁犯罪対策用機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第246条第1項の規定により公告する。

平成19年4月3日

福島県警察本部長 綿 貴 茂

- 1 入札に付する事項
  - (1) 借入物品の名称及び数量 電磁犯罪対策用機器 一式(搬入、据付け、調整、機器保守等を含む。)
  - (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 借入期間 平成19年5月1日から平成23年4月30日まで
  - (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
  - (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。
  - (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は貸出した相当期間の実績を有する者であること。
  - (4) 当該物品を借入期間内に確実に貸与できる者であること。
  - (5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

と。

- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認  
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。  
なお、平成19年4月9日(月)午後5時までに当該申請を行わなかったときは、当該資格が与えられない場合があるので注意すること。  
郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県警察本部警務部会計課  
電話024-522-2151
- 4 入札書の提出場所等
  - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
  - (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成19年4月18日(水)午後2時 福島県警察本部入札室(福島県福島市杉妻町5番75号)
  - (3) その他 郵便による入札は、不可とする。
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
  - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額に100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 6 入札の無効  
2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 7 その他
  - (1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
  - (3) 契約書作成の要否 要
  - (4) その他 詳細は、入札説明書による。

(会 計 課)

○平成十九年三月二十七日付け定例第千八百六十一号中

正 誤

二四四	上	下 後ろか ら七	二九 号	一四 号	二四二 下	六 号	福島県教育委員会規則第六	福島県教育委員会規則第八	第5条の2関係	第5の2条関係	正	誤